

平成 24 年度 第 2 回長野市社会福祉審議会 会議録（概要）

- 1 日 時：平成 25 年 1 月 24 日（木）13 時 30 分～15 時 15 分
- 2 場 所：講堂（長野市役所第二庁舎 10 階）
- 3 出席者：委員 24 名（欠席者 8 名）、事務局 10 名、傍聴人 4 名、報道関係者 2 名
- 4 議 事：
  - (1) 答 申
    - ア 特定疾患患者等見舞金支給事業の見直しについて（報告）
    - イ 平成 25 年度長野市の保育所保育料について（報告）
    - ウ 長野市公立保育所の適正規模及び民営化等基本計画の策定について（報告）
  - (2) その他
    - 地域主権改革推進一括法に係る条例制定について（報告）

5 内 容（概要）：

(1) 議 事（答申事項）

ア 特定疾患患者等見舞金支給事業の見直しについて

難治性で長期療養を必要とする患者が多数いる中で、特定疾患患者等見舞金は国が調査研究対象としている難病性疾患 130 疾患のうち、医療費給付対象となっている 58 疾患の患者及び B 型・C 型ウイルス肝炎患者など、一部の疾患の患者のみを支給対象としているため不公平感がある。

国では厚生科学審議会の難病対策委員会の中間報告において、都道府県が実施主体となっている医療費助成の対象患者を拡大することが提言され、さらに平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法において、市町村が実施主体となっている障害福祉サービスの対象者に難病患者が加えられる。このように国は、医療費助成の拡大及び福祉サービスの充実を中心に難病対策を進めている。本市における難病対策も現金給付ではなく、より支援を必要としている方が必要な支援サービスを受けることができるよう福祉サービスの充実や日常生活の質の向上に結びつく施策を推進する必要があるものと思われる。

これらのことから特定疾患等見舞金の支給対象者のうち、特定疾患医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者、遷延性意識障害者医療費受給者、ウイルス肝炎医療費受給者及び小児慢性特定疾患医療受診者に対する見舞金は、平成 24 年度末で廃止することが適当であると判断した。障害者総合支援法による福祉サービスの充実に併せて、医療相談会及び研修交流会の開催場所及び回数の増加や訪問指導による生活相談の充実など、患者そして家族の心のサポートについてもこれまで以上の推進に努めたい。（保健所健康課）

【質疑応答】

(委員) 不公平感の解消ということについては理解するところだが、今まで支給を受けていた方に見舞金の継続について要望のようなものをおこされた経過があり、その後、そのことは途

中で断念されたようなのだが、適切な説明はどのように行われるのか。

(保健所健康課)

答申いただき、正式決定後、受給されている方にお知らせをしていきたいと思う。まだお知らせする段階ではないが、所々で情報をお聞きになった方からの継続の要望であると思う。これからお手紙等を差し上げ広報活動等していきたい。

(委員) 現金給付をやめる代わりに福祉が向上するという意識付け、ご理解をいただく必要があると思うが、答申が出た時点で、解釈の仕方によっては切り捨てられ感に苛まれることもあると思う。丁寧な説明はどのようにお考えなのか。

(保健所健康課)

特に、障害者総合支援法で難病の方が福祉サービスに対し、非常に大きな前進が得られたというメリットがあるので、そこをお知らせしていきたい。一番細かいところで患者や家族の心の面のサポートは、必要とする部分だと思うので、きめ細かにやっていけるように財政課に予算要求しているところである。

(委員) 受ける側からすれば、「見舞金が廃止になりました」から入ると、最初の印象が打ち切りというところからになるので、法改正によって福祉サービスがより向上するというような表現の工夫で、誤解が生じないように。現に 15,000 円を心の糧に暮らしている難病の方に傷をつけることのないように十分に文書や電話や説明会等のような表現の中で慎重にしていきたいと要望する。

#### イ 平成 25 年度長野市の保育所保育料について

子育て世帯の負担軽減及び少子化対策の観点から現行の保育料を据え置きとする。国からは、現行の保育所保育料を改定するとの情報はない。(保育家庭支援課)

#### 【質疑応答】

(委員) 保育料の据え置きについては、適切な判断だと評価するところだが、その一方で、保育料据え置きで運営を継続していく各保育園を取り巻く環境は、ますます厳しくなってくると思う。市民サービスを維持する一方で、保育園の運営に取り組んでいることについては、どの様にお考えか。

(保育家庭支援課)

保育料等各保育園の運営費は、国では公費が 50%、保育料が 50%という大原則がある。ただ、本市においては福祉の観点から市単独のお金を入れて軽減している。そのため今回の据え置きによって保育料収入が減った場合も、その部分には市の予算を入れる。運営費自体は国の単価が決まっているので、保育料が少ないからと減ることはなく、影響はないものである。

(委員) 前の年は保育料が払えていたが、離婚をしたり、仕事がなくなったり、前年と環境が変わったときに、保育料の配慮はどのようになっているのか。

(保育家庭支援課)

所得が急減した場合には、減免とか、色々個別の施策がある。その他、ひとり親家庭になると児童扶養手当もあり、総合的な支援の中で対応をしている。個別に相談いただければ、対応させていただいている。

## ウ 長野市公立保育所の適正規模及び民営化等基本計画の策定について

資料の第5の公立保育所の適正規模・民営化を中心に説明させていただきます。

1の計画策定の趣旨は保護者のニーズの複雑化・多様化、子育て等で不安を感じる保護者の増加、支援を必要とする子どもや家庭への相談体制の充実などの課題を解決するために、限られた財源、人材等を、効率的、効果的に活用する必要がある。市内の保育所は半数以上が社会福祉法人などにより、運営されて地域ニーズに応じて特色ある保育を実施してきた歴史のあることから、民間活力を活用して人口減少や少子高齢社会を見据えた今後10年間の公立保育所の適正規模及び民営化等の基本計画を策定するもの。

2の民営化及び統廃合の経過・評価は、下氷鉋保育園についても、4月から運営委託できるところまで進んできた。統廃合によって集団保育の充実や園舎の改築、通園バスの運行拡充など、保育内容や環境の向上が図られてきた。

3の計画期間は平成25年度から平成34年度までの10年間としている。

4の長野市の保育の現状と課題は、就園児童数全体で、少子化を反映して減少傾向となっているが、保護者のライフスタイルの変化などにより、3歳未満児の園児数は増加している。一部地域では希望する保育所に入所することが困難なところもあるが、本市では待機児童は生じていない。公立の保育所の保育士は半数以上が嘱託の保育士となっている。抱える課題としては、公立が多い中山間地等では定員を大きく下回っている。また、公立保育所の運営費が一般財源化されて、市の負担が増加している。嘱託保育士が増加している。さらには施設の老朽化が進んでいるなどである。

5の公立保育所の適正規模・民営化は公立の保育所の役割としては、園児数の減少等により民間では運営が困難かつ統廃合も困難な施設を維持して保育サービスを提供していること。また、市全体の未就園児の子育て家庭への支援の充実を図ること。小規模保育所の運営は公立の役割ではあるが、著しく減少が見込まれる場合は、集団保育の必要性や効率的な運営等の視点から判断基準に基づき休園等の協議を開始する。

民営化対象保育園の選定基準としては、安定した運営ができるように民営化後も当面60人以上の園児数が見込まれること、耐震補強工事や大規模修繕等工事のないことの2点を条件とする。これに当てはまる公立保育園は現在のところ16園である。地域や保護者のコンセンサスの形成を十分に図り、円滑な保育体制の移行を進めていくため、当面1年に1園を目途に順次実施していく。

民営化実施のスケジュールは、1年目は地元・保護者などへの説明会実施、2年目は事業者の選定・決定。3年目は市と事業者による引継ぎ保育。4年目から6年目まで運営委託を開始。7年目から施設等を移管して完全民営化する。(保育家庭支援課)

### 【質疑応答】

(委員) より市民サービスを向上させるための民営化というメリットを前面に打ち出していないと、財政的なメリットが目がいって、そこに狙いがあるのではないかと受け取られてしまう。適切な説明についてはどのようにお考えか。

(保育家庭支援課)

ご存知のとおり、平成15年に今やっている3つの保育所の民営化という提案をして、その後長い時間をかけて当初の目的が達成された。これだけ長い時間をかけたことを反省材料

とし、今回はそのようなことがないように手順を踏んで、市民目線に立った中で説明に入りたいと思う。

(委員) 試行錯誤を経て民営化に辿り着いた。しかし結果として、非常に評価が高かったという保護者の意見がある。民営化は決して市民サービスの低下にはならなかったということを今後の説明で生かしていただきたいと要望する。

(委員) 民営化対象となる公立保育所の推定園児数を、子どもが減ることを前提としているが、これを何とかいとめる方策をその前にしっかりやっていただきたい。民営化することによって、財源が少しでも軽減できるなら、少子化対策に回していただきたい。

(保育家庭支援課)

一般的に 60 人以上であれば安定した運営ができる。減ったにしろ、60 人は下回らないという意味である。少子化対策については、複合的な要因が絡んでいるため、本市は「ながの子ども未来プラン」の中で、子どもが少しでも増えるようにという各種施策を計画しており、重要なものとして考えている。

(委員) 民営化するということで、そこで働く保育士の環境は、直接子どもに反映していくので、その辺はどのようにお考えか。

(保育家庭支援課)

今まで民営化してきたところでは、民営化する事業主さんに出来る限り市の嘱託職員を正規職員として雇っていただき、身分の安定を図っている。今後も同様に考えている。

(委員) 民営化にあたり、どのように説明責任を果たして、より良い事業者を選定されていくのか。民間だから正規職員になって、公立だから嘱託職員でやむを得ないという、この辺りをご説明いただきたい。

(保育家庭支援課)

運営主体については、公益性、非営利で永続性の高い社会福祉法人、学校法人を原則としたい。市内には優秀な法人が沢山あり、今までの 3 つの民営化にあたっては、募集要項の中に条件等を具体的に書いて選考委員による選考の結果、市内の法人が受託した。

公務員については、公務員の定数が決まっている中で、需要があるからとむやみに増やせない状態である。保育は公の責務であるから、公立保育園の不足する職員は嘱託職員により対応をしている。

(委員) 民営化を進める一方で、中山間地の保育所はニーズが減ってきているからといって、廃止、統合というわけにはいかず、公立がやっていかななくてはいけないと思う。その辺りどのようにお考えか。

(保育家庭支援課)

今回の計画に適正規模、適正配置という部分があり、民間ができないところは公がやるのは当たり前と考える。ただ、園児が極端に減ってくると保育の基本である集団保育でなくなる。中山間地以外は入所児童が 30 人を下回ったところ、中山間地は 10 人。この基準に達したところは即、廃止ではなく、1 人、2 人の保育が子どものためになるのかどうか、まず地元の人、保護者の方と話をし、ご理解いただいた上で、統廃合を検討する。

(委員) 民営化対象の保育園に通っている親御さんにしたら、民営化されたことにより新たな負担が生じる不安がある。民営化になって、特色を出したいと事業主体さんは用意されるだろうが、それによって新たな負担が増えないような配慮をお願いしたい。

(委員) 民営化のどこに視点を置くかで評価が変わってくる。職員の処遇等に話が食い込んでいくと、民営化の真の意義を変えてしまう。今、委員から出た質問以上に親御さんは個々に様々な疑問を抱えているので、論点がずれていかないように説明をお願いしたい。

## (2) 議 事 (その他事項)

### 地域主権改革推進一括法に係る条例制定について

本件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法に基づき、これまで国の省令に定めていた施設基準等を各地方自治体が地域の実情に応じて施設の設備、運営基準等を条例で定めるもので、条例の制定にあたっては、昨年6月に行われた第1回社会福祉審議会の議題とし、その後、児童福祉、老人福祉、障害者福祉の各専門分科会において審議を重ねた。この条例については、昨年12月の市議会定例会に提案し、決議をいただいたものである。本日はこの条例に定める施設の設備、運営基準等の内容について、それぞれの専門分科会から報告させていただく。

障害者福祉課専門分科会の条例制定6件については、No.1の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例からNo.6の長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例である。

No.1については、居宅介護から共同生活援助まで15種類のサービス事業がある。国の基準にはなく、新たに長野市の独自基準として管理者の研修、サービスの外部評価、利用者に対する差別禁止について定めている。

No.5の長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例については、長野市の独自基準として、障害福祉サービスに準じた内容を追加し、運営規定には営業日や営業時間、緊急時における対応、身体拘束等の禁止等を追加している。No.6長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例は、障害者自立支援法に定める地域生活支援事業に含まれるもので、現在、県内に福祉ホームがないため、国の基準のとおりとしている。(障害福祉課)【資料 P32～P34】

児童福祉専門分科会関連条例は、保育家庭支援課所管の2条例である。長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例については、児童福祉法の規定に基づく助産施設、母子生活支援施設及び保育所の3つを特定児童福祉施設として、その設備及び運営に関する基準を定めるものである。原則的に国が定める基準と同一にしているが、県との整合性を図ることから、県が独自に盛り込んだ個人情報の保護、事故発生時の対応及び第三者評価について盛り込んでいる。

なお、長野市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例については、県直営施設が県内に一箇所のみであり、市条例の適用となる施設は現在ないため、国の基準のとおりとしている。(保育家庭支援課)【資料 P35～P36】

老人福祉専門分科会の高齢者福祉課に関するものは、No.1の長野市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例からNo.3の長野市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例である。長野市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例では、保存すべき文書のうち、身体拘束と事故の状況などについては、保存期間を現行の2年間から5年

間保存とするものである。居室の定員については原則1人とし、サービスの提供上必要な場合は2人とした。

県においては特別養護老人ホームの居室の定員を1名とし、必要と認めた場合は、2から4人までとすることができるとしている。この差異については、市は現在ユニット化、個室化を推進している状況の中で、この部分に差異がある。

また、養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例に関しても、文書の保存期間、軽費老人ホームに関する条例についても文書の保存期間の内容を定めた。(高齢者福祉課)【資料 P37】

老人福祉専門分科会の介護保険法に関する条例については、No.4の長野市指定居宅サービス等の事業の従事者、設備及び運営の基準等に関する条例からNo.10の長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の7本である。

サービス利用者の処遇に直接関わるもので、サービスの質の向上のために特に重要な文書に限り、保存期間を5年とし、介護老人福祉施設については、個室により入居者のプライバシーが保たれ、要介護高齢者の尊厳を守った生活を確保し、個性を重視した手厚い介護と利用者の交流を通じた在宅生活に近いユニット化を推進するため居室定員を原則1名としている。

(介護保険課)【資料 P38～P39】

【質疑応答】

なし

以上